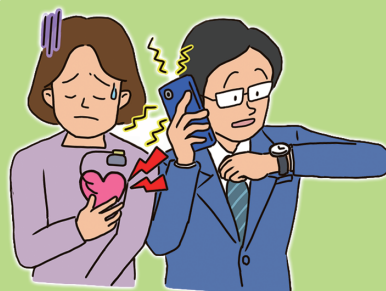




こんなとき どうする？

障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック



名古屋市

はじめに

昭和56年(1981年)の国際障害者年を契機として障害のある人の「完全参加と平等」の実現に向け、この間さまざまな取り組みのもとに障害のある人の暮らしやその取り巻く社会環境は少しずつ改善されてきました。

さらに、平成25年(2013年)6月に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」(施行は平成28年(2016年)4月)では、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

名古屋市では、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」(平成31年(2019年)4月施行)を制定し、市・事業者・市民が一体となって、障害や障害のある人への理解を深め、『意識のバリアフリー行動』を実践し、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組むこととしています。

また、令和6年(2024年)には、改正障害者差別解消法が施行され、これまで努力義務とされていた民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

こうした社会環境の改善や法制度の整備はなされているものの、今なお障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の「社会的障壁」が多く存在しています。

自らの意思で自らが望む暮らしを選択し、主体的に生きていくことはすべての人に与えられた共通の権利です。さまざまな「社会的障壁」を除去することにより、自己の持つ能力や生きる力を十分に発揮し、障害のある人が住み慣れた地域で自らの意思で自ら望む暮らし方を選択し自己実現できるよう、社会全体で取り組んでいくことが求められています。

また、令和6年(2024年)に策定した名古屋市障害者基本計画(第5次)では、「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」の実現を目指しています。

障害者団体のみなさまのご協力のもとに、障害及び障害のある人の正しい理解のため、各障害の特性とこれまで実際に障害のある人が体験した事例等をもとに、配慮のある接し方の例を紹介した冊子を作成いたしました。

この冊子は、地域社会において共に暮らす全ての人が、障害及び障害のある人に対しての理解を深めていただくことを目的としており、障害の有無にかかわらず、自立して社会に参加し、支えあう「共に生きる地域社会」の実現の一助になるよう願うものです。



もくじ

障害って何だろう？	2
障害者差別解消法・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例について	4

障害について知ってほしいこと

①視覚障害	6
②聴覚障害	8
③肢体不自由	10
・全身性障害	11
・関節リウマチ	12
④内部障害	14
⑤難病	16
⑥知的障害	17
⑦発達障害	21
⑧重症心身障害	23
⑨精神障害	24
⑩高次脳機能障害	25

こんなことで困っています

すべての障害に共通した対応の基本	27
公共交通機関・駐車場・道路などで	28
レストラン・飲食店で	31
病院・警察・行政機関などで	34
レジャー施設・図書館・プールなどで	36
コンビニ・スーパー・百貨店などで	38
地域・災害時の避難所などで	41

参考資料

用語解説	43
障害のある人の声	44
障害のある人の生活を支援するための人材育成(地域生活支援事業)	46
各種相談窓口	47

文章中の「※」は、P.43の用語解説をご参照ください。

障害って何だろう？

障害者権利条約

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」は、障害者の権利擁護を包括的に規定した初めての条約です。「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有（生まれながらにして持つこと）を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としています。

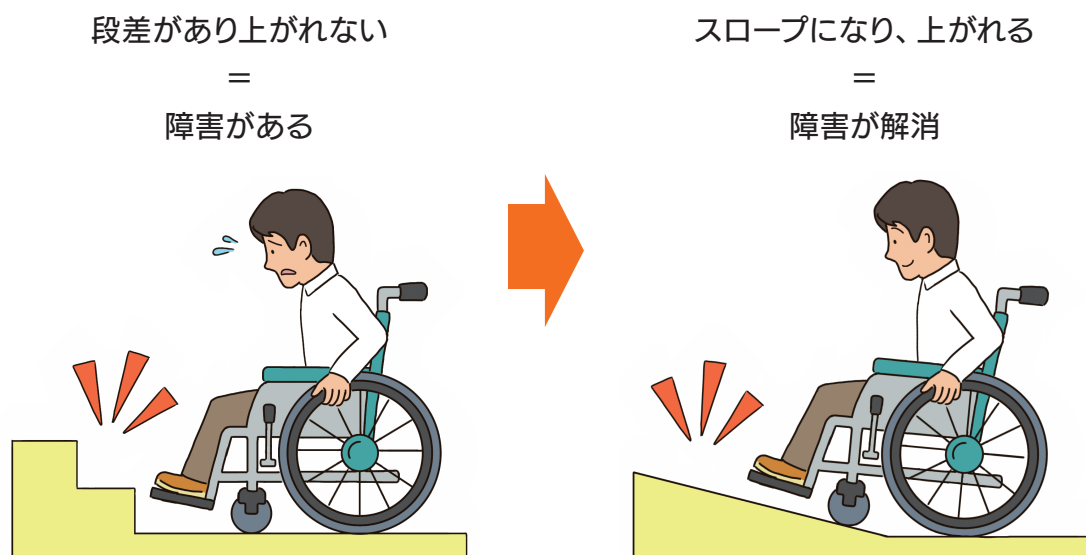
日本では、平成19年（2007年）に権利条約に署名し、以来、「障害者基本法」の改正や、「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」の施行など、様々な法整備を進め、一連の取り組みの成果を踏まえて、平成26年（2014年）1月、同条約を批准しました。

この条約では、障害のとらえ方として、従来の「医学モデル」ではなく、「社会モデル」の考え方が反映されています。

障害の考え方

障害の 医学モデル	条約の 考え方	障害の 社会モデル
「障害」を個人の心身機能や病気、外傷等に起因する「 個人の問題 」にとらえる考え方		「障害」を、障害のある人のことを考えないで作られた社会の仕組み、文化、慣習などの「 社会的障壁（バリア） 」にとらえる考え方

条約では、障害は変わりうるものであり、障害がある人と、周りの人たちの態度や環境による障壁との間の「**相互作用**」に**起因する**ものとされています。



社会的障壁（バリア）を解消するためには、社会全体が変わっていくことが求められます。

障害がある人ばかりが生活のしづらさを感じるのではなく、障害の有無にかかわらず安心して共に暮らしていくために、社会的障壁を無くしていく必要があります。

障害のある人が直面する社会的障壁(バリア)の例

物理的なバリア

公共交通機関、道路、建物などにおいて、移動面で困難をもたらす物理的なバリア

【例】

入り口や通路の段差
狭い通路、ホームと電車の
すき間や段差 など



制度的なバリア

社会のルール、制度によって、障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリア

【例】

就職や資格試験などで、障害を理由に受験を受けられない など

文化・情報面でのバリア

障害のある人の存在を意識していない慣習、文化や、必要な情報が平等に得られないバリア

【例】

視覚に頼ったタッチパネル式のみの操作盤
音声のみのアナウンス
早口で専門用語の多い説明 など

意識上のバリア

偏見や差別、無関心など、障害のある人を受け入れないバリア

【例】

障害のある人への偏見
かわいそうな存在だと
決めつける など



障害のある人に関するマーク

主な障害のある人に関するマークを紹介します。(障害特性に応じた配慮を表すマークは、6ページ以降で紹介しています。)

【障害者のための国際シンボルマーク】

障害のある人が使いやすいように工夫した建築物、施設であることを示すマークです。

※このマークは「すべての障害のある人を対象」としています。特に車いすを利用する障害のある人に限定して使用されるものではありません。



【身体障害者補助犬に関するマーク】

補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。「身体障害者補助犬法」により、公共の施設、交通機関、デパート、スーパー、ホテル、飲食店等には、補助犬を同伴する人の受け入れが義務付けられています。



【ヘルプマーク】

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病のある人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。(JIS規格) ヘルプマークを身に着けた人を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。





障害者差別解消法・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例について

障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的に、平成28年(2016年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。

名古屋市では、平成31年(2019年)4月に「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」を施行し、令和6年(2024年)及び7年(2025年)4月に一部改正をしました。

条例では、「何人も、障害者に対して、障害を理由とする差別をしてはならない」という認識の下、市・事業者・市民が一体となって、障害や障害のある人への理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み、みんなが安心して共に暮らせるまち・なごやをつくることを目指します。

障害のある人とは・・・

身体障害(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等)や知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害及び高次脳機能障害を含む)、難病のある人、その他の障害のある人で、身体や心の機能の障害や、社会にある様々な障壁(社会的障壁)によって、継続的・断続的に生活のしづらさを感じている人全てが対象です。

⚠ 障害者手帳を持っている人のことだけではありません。

障害を理由とする差別とは？

不当な差別的取扱いをすること

障害を理由として、正当な理由もなく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることは、「不当な差別的取扱い」になります。

例

お店に入ろうとしたら、障害があることを理由に、断られた。



合理的配慮の提供をしないこと

障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えるために、負担が大きすぎない範囲で、その人に合わせた必要な配慮を行うこと(合理的配慮の提供)が求められます。

例

視覚障害があるため、書類を読み上げてほしいと伝えたが断られた。



障害者差別解消法、市条例では次のように定めています。

区 分	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
市	してはいけません	しなければいけません(※)
事業者(会社やお店など)		

不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由がある場合や、負担が大きくて配慮ができない場合は、障害のある人にその理由を丁寧に説明し、理解を得るように努めます。

(※) 事業者においても、令和6年(2024年)4月1日から「努力義務」から「義務」となりました。

「意識のバリアフリー行動」を実践しましょう！

条例では、「意識のバリアフリー行動」について定義し、市職員には率先した「意識のバリアフリー行動」の実践を、事業者、市民にも積極的に「意識のバリアフリー行動」を実践するよう努めることを求めています。（令和7年（2025年）4月条例の一部改正により追加しました。）

意識のバリアフリー行動

「周囲の人からの心ない言葉、偏見、差別、無関心など、障害者に対する意識の障壁を除去するため、誰もが障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、障害者の立場に立って考え、必要な行動をとること」（条例第2条(7)より）

冊子裏面には、「意識のバリアフリー行動宣言」を掲載しています。困っている人に積極的に声をかけるなど、身近なところからバリアフリーを意識した行動を実践していきましょう。

障害を知り、共に生きる「あいサポーター」になりませんか？



SUPPORTER

あいサポート運動って何？

障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会をめざす運動です。

平成21年（2009年）に鳥取県でスタートし、全国、そして海外にも広がっています。名古屋市も令和6年（2024年）10月からこの運動に参画し、「ナゴヤあいサポート事業」を進めています。

あいサポーター

- 障害の特性を理解し、障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する意欲がある人のことです。
- あいサポーター養成研修を受講いただくと、あいサポートバッジをお渡しします。

あいサポート キッズ

- 障害について学び、障害のある人もない人も、みんなで共に生きようとする「あいサポートの心」を持って行動する子どもたち（小学生）のことです。
- あいサポーター養成研修を受講いただくと、あいサポートストラップをお渡しします。

あいサポート 企業・団体

- 「あいサポート運動」推進のため、従業員等を対象とした「あいサポーター養成研修」等に取り組む企業・団体を認定し、認定証とあいサポートステッカーをお渡しします。

研修を受けてあいサポーターになろう！

いずれかの方法であいサポーター養成研修を受講いただければ誰でもなることができます。

① 集合研修（個人でお申し込みの場合） ② 講師派遣研修（企業・団体等でお申し込みの場合）

研修のお申し込みについては、「ナゴヤあいサポート事業」で検索！

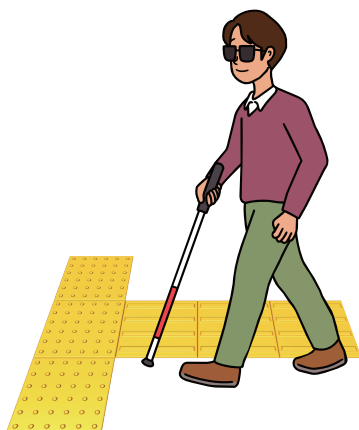
障害について知ってほしいこと

障害のある人が求めている配慮は、障害特性や具体的場面によって一人ひとり違います。ここから紹介する内容はあくまで一例です。

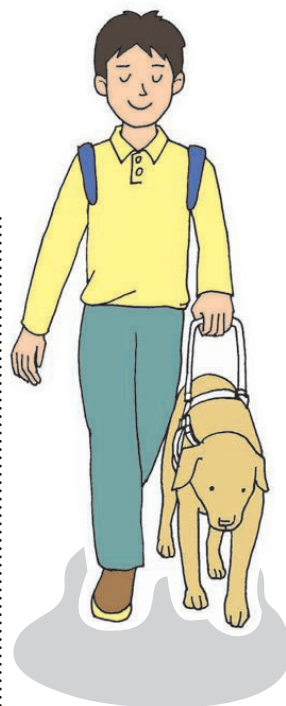
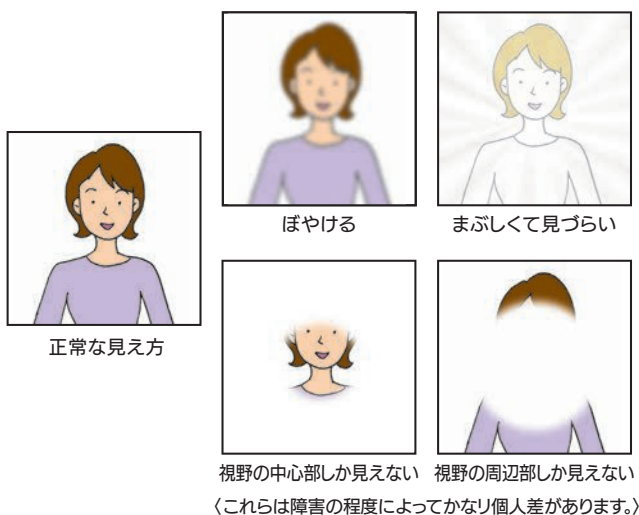
障害の特性をしっかりと理解するとともに、実際の場面では、個々の状況に応じた対応に努めます。それぞれの状況に応じて、何か手立てはないかということと一緒に考える姿勢が大切です。

① 視覚障害

視覚障害には、まったく見えない「全盲」、眼鏡などで矯正しても視力が弱い「弱視」、見える範囲（視野）がせまい「視野狭窄」があります。また、生まれつきの障害（先天性）か、病気や事故などでの障害（中途障害）かによっても、その障害の内容には個人差があります。



【視覚障害のある場合の見え方・見えにくさ】



【盲人のための国際シンボルマーク】

世界盲人会連合が定めた、視覚障害を示す世界共通の国際シンボルマークです。視覚障害のある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。



【白杖SOSシグナル普及啓発シンボルマーク】

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞きサポートをしてください。



ハード面における配慮

- 駅や店舗等では視覚障害者誘導用ブロックの設置や段差解消などが望まれます。
- 視覚障害のある人であっても、点字を読める人ばかりではありません。公共施設、店舗などの案内表示は、点字案内だけでなく、音声による案内も望まれます。また、色・形・文字の大きさ・表示の高さなど弱視者に対する配慮も必要です。



ソフト面における配慮

- 歩行の妨げになるため、歩道や視覚障害者誘導用ブロックの上を自転車などでふさがないことが大切です。
- 音声読み上げソフトに対応したホームページを作成する（すべて画像だと音声読み上げソフトが機能しません）など、誰もがインターネットで提供される情報にアクセスできる環境を作る必要があります。また、パンフレットや情報誌などにも音声・点字版・拡大版が望まれます。
- 駅のホーム、歩道、交差点でたちつくしている視覚障害のある人がいたら、まず声をかけます。進行方向、目的の場所やものがわからないなど困難に直面している場合があるからです。



ポイント

- 説明するときは、「あそこ」「そっち」といった指示語や、「赤い看板」といった視覚情報を表す言葉は避け、具体的な方向や距離を示すようにします。
(例)「右に10m行った左側にお店があります。」
- 誘導の希望があれば、一般的には障害のある人の横半歩前に立ち、腕をつかんでもらいスピードに気を付けながら案内します。身長差がある場合は、肩に手を置いてもらう方法もあります。



【盲ろう（視覚と聴覚の重複障害）】

全く見えず聞こえない「全盲ろう」、見えにくく聞こえない「弱視ろう」、全く見えず聞こえにくい「盲難聴」、見えにくく聞こえにくい「弱視難聴」の人がいます。障害の状態や程度、原因、成育歴等により、コミュニケーション手段は異なり、支援方法も異なります。障害の状態や程度に応じて視覚障害や聴覚障害のある人と同じ対応が可能な場合もあります。手書き文字や触手話、指点字などを利用する人もいます。

② 聴覚障害

人の声や物音が聴こえない、または聴こえにくいという障害を聴覚障害（耳が不自由）といいます。

生まれつきの障害（先天性）か、病気や事故などによる障害（中途障害）かでも、その障害の内容には個人差があります。

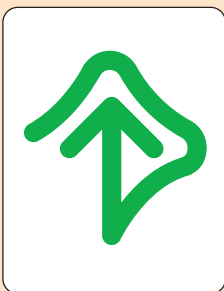
外見からは障害のあることがわかりにくいために、「不自由なく歩ける」だから「障害は軽い、耳が聴こえないだけ」などといった誤解を受けたり、不利益な目にあったり、危険にさらされたりと、社会生活上の不安は尽きません。何よりも話し言葉による意思の疎通（コミュニケーション）がはかれないことが聴覚障害のある人の大きな悩みです。



【耳マーク】

聴覚障害のある人のコミュニケーションの円滑化を図るため制定されたもので、耳の不自由な人が公的機関等を利用するとき、ラベルを申請書、通帳、診察券などに貼ったり、ネームプレートに胸に付けたりして、自分の耳が不自由であることを表すために使用します。

また、受付等に掲示し、聴覚障害のある人に配慮することを知らせます。



【ヒアリングループマーク】

ヒアリングループ
 (※)設置場所及び対応機器を示すマークです。補聴器や人工内耳に内蔵されている磁気誘導コイルを使って利用できる施設・機器であることを表します。

(※)ヒアリングループは、敷設したループ内で磁気に変換した音声を磁気コイル付補聴器や人工内耳で受信することで、難聴の人の聞こえを支援する設備です。



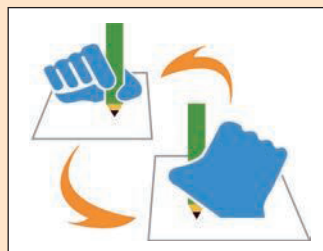
【手話マーク】



手話でのコミュニケーションを求めるときや、手話による対応ができる施設などが示すマークです。

このマークを提示されたら、「手話での対応をお願いします」の意味になります。また、受付等に掲示し、手話による対応ができることを知らせます。

【筆談マーク】



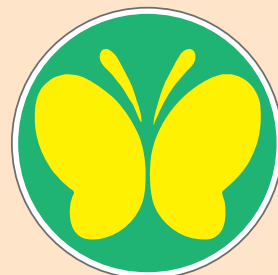
筆談でのコミュニケーションを求めるときや、筆談による対応ができる施設などが示すマークです。

このマークを提示されたら、「筆談での対応をお願いします」の意味になります。また、受付等に掲示し、筆談による対応ができることを知らせます。

【聴覚障害者標識】

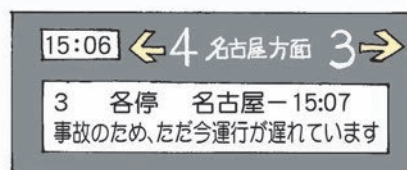
聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、この表示をしている車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



ハード面における配慮

- 駅などで、リアルタイムな電光掲示板などの表示を充実することで、災害・事故のときに正確な情報をすばやく伝えることができます。また、緊急時に電光掲示板がないようなら、ホワイトボードなどに情報を記入して伝えます。
- 公共施設、店舗、イベント会場などでの電光表示サインを設置することが望まれます。
- 手話入り放送・字幕付放送やDVDなどのソフトの充実が望まれます。
- 行政・病院・銀行・郵便局などで自分の順番を知らせるお知らせ表示を設置することが望まれます。



ソフト面における配慮

聴覚障害のある人が困っている場面に居合せたら、メモをとるなど情報を提供することが望まれます。

また、発音などうまく話せず聞き取りにくい人には、わかったふりをせず、もう一度話してもらったり、紙に書いてもらったりして、意思を確認することが大切です。



コミュニケーション手段

- **筆談** 手のひらや紙に文字を書いて伝えあう方法です。最も手軽な手段ですが、時間がかかるのが欠点です。
- **口話** 相手の口の動きを読み取る方法です。少しゆっくりはっきりと口を動かすようにします。
- **手話** 手や身体の動きで表現する方法です。簡単な手話もあり楽しく覚えられますが、手話通訳者になるには専門的な技術と知識が必要です。
- **空書** くうしょ 空間を使って字を書きます。

中途失聴や難聴の人には、要約筆記が望まれます。(講演会などのイベントでは手話通訳とともに要約筆記の対応も行うことが望まれます。)

連絡手段として、FAX・電子メールなどを活用することも必要です。

また、スマートフォンやタブレット端末、音声認識ソフトもコミュニケーション手段に役立ちます。



③ 肢体不自由

肢体不自由とは、手や足、体の胴の部分に障害があることを言います。原因としては、先天性のもの、交通事故やスポーツ事故による手足の損傷あるいは腰や首、脳の血管等に損傷を受けてなるもの、関節等の変形からなるものがあります。

半身まひ、脳性まひ、関節リウマチなどにより、歩いたり、立ったり、物の持ち運びなどに支障があり、そのために多くの人が杖や装具、車いすなどを使用しています。障害の程度によってかなり個人差があり、いくつかの障害が合併していることもあります。



1 半身まひ

脳の血管の障害などにより、右半身または左半身がまひして、身体のバランスをとるのが大変です。言葉や理解力に障害が出る場合もあります。

2 全身性障害

11ページ

3 関節リウマチ

12ページ

ソフト面における配慮

- 歩道に自転車を置いたり、店内通路に物を置いたりしないことが大切です。
- 固まっている様子を見かけたら声をかけ、本人の意思を確認してから援助することが大切です。



【身体障害者標識】

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。この表示をしている車に、やむを得ない場合を除き、幅寄せしたり、無理な割り込みをした場合には、道路交通法違反となります。



・全身性障害

肢体不自由の中でも、脳性まひ※、せきついそんしょう脊椎損傷※、けいついそんしょう頸椎損傷※、にぶんせきつい二分脊椎※、筋ジストロフィー※など、全身に障害がおよぶものを一般的に全身性障害と言います。

立ったり、座ったりの基本動作に加え、姿勢の保持も困難な人が多く、ほとんどの人が車いすを使用しています。手動車いす、ジョイスティック型電動車いす、ハンドル式電動車いすなど、障害の特徴及び生活状況に応じたものを使用しています。

また、脳性まひの人には、自分の意志に反して手足や顔が動くという特徴があり、言語障害がある場合もあるため、意思の伝達が困難なことがあります。

全身性障害のある人の多くは、社会生活を送るうえで、さまざまな不便があるため、介助・移動・住まいの確保、就労や教育の面での支援が必要です。



ソフト面における配慮

- 店舗での買い物では、高いところにある物に手が届かなかったり、通路がふさがれていて通れないことがあります。

車いす使用者が通れる通路の確保や車いす使用者が商品を選んで取ることができるような商品の配置が必要です。

- 介助は、本人の依頼を受けてからにします。
介助者が同席していても、必ず本人の意思を確認します。
中には言語障害がある人もいますが、本人に意思を確認し、最後まで話を聞くことが大切です。
最後まで聞かずに援助してしまうとトラブルの要因にもなりかねません。
また、必要以上に子ども扱いをすると不快に思う人もいます。

- 車いす使用者に話しかけるときは、立ったままでは威圧感があるので、少し腰をかがめて同じ目線で話すようにします。

- バリアフリートイレ※は配慮が必要な人が使うトイレです。必要としない人は一般用トイレを使いましょう。



● 関節リウマチ

関節リウマチとは、本来外からの攻撃（細菌やウイルス）から身体を守るはずの免疫機能^{めんえき}が、間違っ^はて自分自身を攻撃してしまう病気です。

関節リウマチになると身体の多くの関節に炎症が起こり、腫れ痛みを伴い、進行すると関節の変形と機能障害を起こします。日常生活にも不便なことが多く、皮膚、内臓、血管にも炎症が出る場合もあります。一日のうちでも症状に違いがあり、周囲からの理解が得にくい^はため、無理をして悪化させてしまうこともあります。

日本では約70万人の患者がいると言われています。発病は30歳～40歳代の女性が最も多いのですが若年性関節リウマチ^はといって子どもにもある病気です。原因は不明で治療法も確立していないために将来への不安もあり、長期治療を要します。



ソフト面における配慮

- 身体中のいろいろな関節に痛みや変形があるため、健常者には簡単にできることも、時間がかかります。身体に触られるだけで痛みを感じる場合があります。痛みを耐えながら生活していることを理解することが大切です。
- 店舗での買い物では、身体の変形で欲しい物に手が届かない、レジでお釣りの受け渡しがしづらいなど困ることも多くあります。気がついたら声をかけて手助けすることが大切です。





- 階段しかない駅での乗り換え、ステップの高いバスでの乗り降りは、大変困難です。
エスカレーターしかない施設での上下移動は危険を伴います。
ちょっとした段差や隙間^{すきま}でも危険を伴います。
駅のバリアフリー化、ノンステップバスの普及などが望まれます。



- エレベーターの設置が望まれます。
また、エレベーターの位置がどこにあるかの案内をわかりやすく表示することも必要です。

- 手開きの扉を自動ドアに変えていくことが望まれます。
- 段差をスロープに変えていくことが望まれます。
- 大きな建物内には多めの休憩場所を作ることが望まれます。
- バリアフリーストレイ[※]や車いす使用者用駐車スペースの増設が望まれます。
- 車いす使用者などがスムーズに店内を回れ商品を買うような配慮が必要です。



.....
(例) 店の入り口に段差があれば持ち運びスロープを持ってきて対応する、商品を低い位置に配置するなど。

【子ども用車いす】

病気や障害が理由で、子ども用車いすがないと移動できない子どもたちが使用しています。子ども用車いすは、重量があり、折りたたむことができません。困っている様子が見られたら、声をかけてみましょう。



④ 内部障害

病気などで、身体の内部—心臓、腎臓、肺、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の働きが弱くなったり、できなくなったりする機能の障害、
ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の障害を内部障害といします。

外見からはわからないため、理解されにくい障害ですが、日常生活で健常者にとって当たり前のことがなかなかできなかったり、誤解や差別を受けることがあります。



【主な内部障害】

1 心臓機能障害

動悸、息切れ、疲れやすいなどの症状があり、他の病気や風邪を引きやすくなっています。心臓の収縮のリズムが不規則な人は、「ペースメーカー※」という医用機器をおなかか胸に埋め込んでいます。

2 腎臓機能障害

血液中の不要な物を取り除く「人工透析※治療」を受けている人がいます。定期的に一定の時間をかけて受ける必要があり、さまざまな負担がかかります。

3 肺機能障害

呼吸困難、息切れでいつも息苦しい状態です。人工的に酸素供給器具から酸素を体内に吸入する在宅酸素療法を行っている人もいます。外出のための携帯用酸素供給器具の普及で外出しやすくなりました。

4 腸・ぼうこうの障害

下剤での排便、おむつや管（カテーテル）による排尿など、排便・排尿のコントロールが必要で、外出が困難です。人工肛門・ぼうこう（ストマ）を造設している人もいて、「オストメイト」といいます。

5 肝臓機能障害

肝炎ウイルスなどにより倦怠感、易疲労感、嘔気、嘔吐、けいれん、腹水の貯留、肝性脳症などの症状があります。

6 ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による障害

ゆっくりと免疫力が低下し、さまざまな感染症や脳・神経の障害を患ったりします。血液や精液などにより感染しますが、だ液、汗、尿では感染しません。

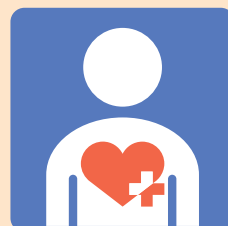
【ハート・プラスマーク】

このマークは「身体内部（心臓、呼吸機能、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）の障害・内臓疾患」を表しています。

内部障害・内臓疾患は、外見からはその障害・疾患がわかりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。

このマークをつけている人を見かけたら、手助けしましょう。

<このマークは、内部障害・内臓疾患のある人が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません>



ハード面における配慮

駅、コンビニ、スーパーなどにオストメイト用設備を備えたバリアフリースイート^{*}等の設置と案内表示が望まれます。大型施設や駅等には、休憩所やベンチを設けることも望まれます。

【オストメイトマーク】

人工肛門・人工ぼうこうを造設している人（オストメイト）のための設備があることを表し、オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートなどに表示されています。



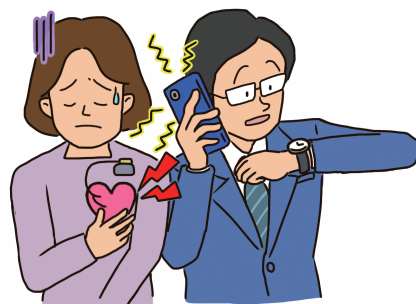
オストメイト用設備と介助用の大型ベッドのあるバリアフリースイート

ソフト面における配慮

- 内部障害のある人は、頻繁にトイレに行ったり、トイレの時間が長くなったりします。

また障害で疲れやすくストレスを受けやすくなっていますので、ゆったりとした作業時間などに配慮しましょう。

- 身動きが自由に取れない状況など、15cm程度の距離が確保できないおそれがある場合には、事前にスマートフォンの電源を切るか、機内モード等電波がでないように設定しましょう。



- 人工透析通院^{とうせき}への理解と時間の配慮が必要です。

- 肺に障害がある場合、タバコの煙が症状を悪くします。指定喫煙所以外では吸わないようマナーを守りましょう。

- 携帯用酸素ボンベが必要な人もいることを理解しましょう。

- 小腸に障害のある人は、食生活に大きな制限がある場合があります。飲食の強要はしないようにする必要があります。

- HIVには偏見や差別が大きな問題です。感染力が弱く、性的接触以外ではほとんど感染しません。HIVを正しく理解することが大切です。



⑤ 難病

発病の原因が明らかでないために、治療方法が確立していない病気で、長期の療養を必要とする病気です。なかでも、患者数が日本で一定数に達しない、客観的な診断基準が確立している疾病は「指定難病」と呼ばれ、令和8年(2026年)4月現在、348疾病が指定されています。日本では約100万人以上の指定難病患者がいます。難病には、次のようなものがあります。

代表的な疾患と症状

● 炎症性腸疾患かいよう(潰瘍性大腸炎・クローン病)

大腸及び小腸の粘膜に慢性の炎症や潰瘍が起きる病気です。特徴的な症状は、下痢や腹痛、血便です。再発する場合も多く、継続的な内科治療が必要です。

● パーキンソン病

脳の神経細胞が減少することで、手足の震え、筋肉のこわばり、姿勢保持障害など、さまざまな機能障害が現れる病気です。

● 膠原病こうげんびょう

免疫異常によって全身の結合組織などに炎症が起こる病気の総称です。代表的なものに関節リウマチ(詳細は12ページ)・全身性エリテマトーデスなどがあります。発熱・倦怠感・発疹・関節痛など様々な症状があります。

● 網膜色素変性症

網膜に異常をきたす、進行性の病気です。暗いところで見えにくい、まぶしく感じる、視野が狭くなるなどの症状があります。進行すると視力が低下していきます。

● 筋萎縮性側索硬化症(ALS)きんいしゅくせいそくさくこうかしょう

手足やのど、舌などの筋肉が次第にやせ細り、力がなくなっていく病気です。進行すると呼吸筋にも影響が及び、呼吸や飲み込みが困難になります。

ソフト面における配慮

- 病名が同じでも一人ひとりで病状が大きく異なり、症状も様々なので困りごとや要望、考えが違います。まずは本人の意思を確認し、それぞれに合わせた個別対応を心掛けましょう。
- 難病のある人は、基本的に疲れやすく、痛みがあり、つらいと感じる人もいます。そのため、できるだけ快適な椅子へ案内するなど配慮するようにしましょう。
- 不自由な身体で外出することは、身体的負担が大きく、難しい手続きや慣れないことをすることに不安を抱えられている人もいます。難病のある人を対応する際は、せかさず、何を望んでいるのか、想像力を働かせながら話すようにしましょう。



⑥ 知的障害

知的障害とは、生活や学習面で現れる知的な働きや発達が同年齢の人の平均と比べゆっくりとしていることをいいます。先天的・後天的さまざまな原因による脳の機能障害です。脳内の障害であることから、見た目にはわかりづらい障害のため、誤解を受けることがあります。

発語がなく身の回りの全面的支援が必要な最重度障害のある人から、職業生活をほぼ送れる軽度障害のある人まで、障害の現れ方にさまざまな違いがあります。しかし、どんな重度の障害がある人でも、それぞれの障害特性に合わせた教育・配慮と支援を受けながら、社会経験や学びを積むことにより社会参加しています。



【知的障害の特徴】

知的な障害のため、できることの程度により、また、ダウン症や自閉症など他障害との合併障害により、一人ひとりの障害の状況が大きく異なります。共通しているのは知的な能力と環境への見通しの弱さを要因とする障害特性です。感性はとても豊かな人達です。

●「社会生活への参加がしづらい」

●「コミュニケーション力が弱い」

そのため、生活に必要な情報が得られなかったり、他人とトラブルになったり、困ったことが起きても自分から助けが求められなかったりします。

●「抽象的な概念、複雑なことは理解しにくい」

そのため、ルールや約束事を理解できなかったり、見通しを立てることが苦手だったりします。

●「集中力が弱い」

そのため、落ち着きがなかったり、人の話が聞けなかったりします。

●「自己コントロール力が弱い」

そのため、我慢できないこと、泣いてしまうことがあります。

●「状況を判断することが苦手」

そのため、自分のことを決めることができなかったり、新しい環境や体験に、混乱してとまどったりパニックになることがあります。

●「読み書きや計算が苦手」

そのため、いろいろな書類や説明書きが理解できない、お金の計算ができないなど、本人が生活を営む際に困ることがたくさんあります。



【知的障害特性と社会参加】

このような知的障害のある人の障害特性は、社会参加がしづらい要因（社会的障壁）となります。環境整備も重要ですが、知的障害のある人の社会参加には、人による支援、ソフト面の支援が特に重要です。住み慣れた地域で自立生活を送れるような合理的配慮と支援が必要です。

【強度行動障害とは】

「強度行動障害」とは、自分の体や他の人を叩いたり、物を壊す、食べられないものを口に入れるなど、本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、一人ひとり特別に配慮された支援が必要になってくる状態のことです。また、不安や緊張、感覚過敏、コミュニケーションの困難さから生じるものです。

なお、強度行動障害の状態は、子ども期から高齢期に至るまで、障害特性を踏まえた適切な関わりがなされないことによって、どの時期にでも引き起こされるものです。また、強度行動障害の状態にある人へは、環境調整等の支援が行われることで、行動の強さや頻度が軽減される場合もあり、一人ひとりの適切な支援によって、改善・安定が期待されます。

ハード面における配慮

交通機関の利用、建物の利用、機械の操作など、知的な障害のある人にはその障害程度に応じて、ハードバリアとなるものがたくさんありますので、わかりやすい表示による支援が必要です。それでも理解できない場合は、人による支援が重要となります。

- 日常生活にはさまざまな案内表示があります。表示は、誰にでもわかりやすい表現とひらがな表示、絵表示、色識別、音声ガイドなどわかりやすい情報提示が必要です。（例えば、トイレについては、男女別の絵表示マークをわかりやすい統一規格にする、または、音声案内で男女別を示すなどの配慮が必要です。）また、提示された情報を理解できない場合は、問い合わせ先等の表示や情報理解を支援する人の配置が必要です。
- 操作の難しい設備・機器についても、わかりやすい案内表示、絵表示、色識別、音声ガイド、場合によっては担当者等の配置が必要です。

（例）交通機関の行き先、乗り換え案内、券売機の使い方、エレベーター内のフロア案内、トイレの使い方、コンビニ・スーパーなどでの価格表示、病院・銀行・郵便局・レストラン等の受付や利用案内など

- 他にも、パニックになった人などを落ち着かせるために、周りの音や視線などから避けることのできるカームダウンルームを設置することが望まれます。



ソフト面における配慮

★敬意をもって、自分ならこうしてほしいという対応をしましょう。

知的障害のある人が社会の構成員として普通に暮らせる地域・社会づくり、本人の人権、意思、希望を尊重した手助け、働きかけ、支援が必要です。

知的障害のある人に対する合理的配慮のためには、人の配置やその対応の配慮が必要です。対応する人材の育成が質・量ともに、重要な課題となります。

「会話によるコミュニケーションができる人に対して」

- 保護者や支援者に聞いてしまいがちですが、本人抜きで会話を進めず、まず本人の意思を尊重し本人に聞くようにします。
- 顔を見て、ゆっくり丁寧に簡単な言葉で、その人がどうすればいいのかわかるように話します。
- 文書の場合は読み上げる、複雑な内容はメモを取って渡すなどの配慮も大切です。
- 心を傷つけないように注意して話すことも重要です。

「会話によるコミュニケーションが難しい人に対して」

- 顔を見て、笑顔・優しい声でわかりやすく心を傷つけないように話します。
- ジェスチャーをまじえたり、コミュニケーション支援ボードや写真を使って、本人の意思をくみとる意思疎通支援を図る必要があります。



「強度行動障害の状態にある人に対して」

- 大きな声で注意せず、落ち着いた声と態度で接します。
- 急に触れたり、無理に制したりすると余計にパニックになることがあります。
- 「～はダメ」という否定的な言い方ではなく、「～しましょうね」と肯定的な伝え方をする必要があります。
- 困っている様子のときは専門家(各区の障害者基幹相談支援センター等)に知らせる必要があります。

事例1 大声で注意されるとパニックになる人がいます。注意が必要な場面では、優しい声かけと穏やかな対応が必要です。

事例2 注文や金銭の支払いが苦手な人には、わかりやすい写真メニューで選んでもらうことや、紙幣や硬貨が書いてあるボードなどを置くなど、丁寧にひとつひとつ本人の意思を確認しながら対応することが大切です。

事例3 会員登録など契約の必要な場合に、本人だけでは理解が難しいようなら、保護者等に連絡することが大切です。また、一般的な問合せであれば、各区にある障害者基幹相談支援センターに相談することもできます。



＜ボードの使い方＞

硬貨の絵をさしながら、どの硬貨が何枚必要かを説明します。



事例4 知的障害のある人の中には、キャッチセールス等の被害にあったり、パソコン・スマートフォンの悪質サイトに知らずにアクセスして被害にあう人もいますので、周囲の人の注意やアドバイスが必要です。

※外出先等で円滑な意思疎通を図るためのカードを区役所・支所で配布しています。

また、下記からダウンロードすることもできます。

名古屋市「コミュニケーションカード」

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/shougaisha/1034418/1048135.html>

(支援者が使用するカード例)



※コミュニケーション支援のための絵文字やボードは下記から無償でダウンロードできます。

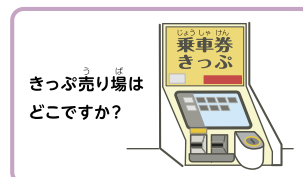
公益財団法人明治安田こころの健康財団「コミュニケーション支援ボード」

<https://www.my-kokoro.jp/communication-board/>

公益財団法人共用品推進機構「コミュニケーション支援用絵記号」

https://www.kyoyohin.org/ja/research/japan/jis_t0103.php

(本人が使用するカード例)



⑦ 発達障害

発達障害とは、親の育て方によるものでもなく、本人の努力不足でもありません。脳の機能障害によって生じるもので、自閉スペクトラム症や注意欠如多動症、限局性学習症などがあります。自閉スペクトラム症と注意欠如多動症については、知的な遅れがある場合もあれば、知的な遅れがない、または平均以上の場合もあります。障害特性による困難さと同時に優れた能力を持つこともあり、知的な能力には遅れがなくても、そのアンバランスさから、理解されにくい障害です。

また、発達障害のある人は、顔の表情などから相手の気持ちを推測して行動することが難しい場合があります。脳内の障害であることから、見た目にわかりづらい障害のため、誤解を受けることがあります。

障害の程度は一人ひとり異なり、それぞれに合わせた支援が必要です。



【主な発達障害】

1 自閉スペクトラム症(ASD)

「社会性・コミュニケーションの障害」や「興味、活動の範囲が狭く、パターン化した行動やこだわりが強いこと」があげられます。またざわざわした環境が苦手だったり、大きな音を怖がるなどの音に対する敏感さや、身体に触れられることが苦手といった触覚の敏感さと逆に痛みや疲れを感じにくいといった感覚の問題がある場合があります。

2 注意欠如多動症(ADHD)

集中できない、うっかりミスが多いといった「不注意」、しゃべりすぎる、待つことが苦手で動きまわる、じっとしてられないといった「多動」、考えるよりも先に言動や行動を起こしてしまうといった「衝動性」といった特性があります。

3 限局性学習症(SLD)

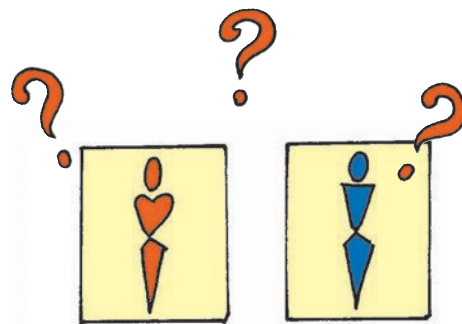
全般的な知的発達に遅れはないのに、「読む」、「書く」、「計算する」などの特定の能力に著しい困難がある状態をいいます。

ハード面における配慮

トイレや更衣室などのマークの形や色、表記などはなるべく統一し、誰でもわかりやすいように改善することが望めます。

視覚的な情報の方がわかりやすい人が多いので、知的障害や聴覚障害のある人と同様の支援が望めます。

他にも、気持ちを落ち着かせたり、事前にパニックを防ぐために、音や光をさえぎることのできるカームダウンルームを設置することが望めます。(P.18参照)



ソフト面における配慮

★発達障害特有の行動やこだわりを正しく理解したうえでの支援が望めます。



- コミュニケーションが苦手な発達障害のある人には、言葉以外に絵、文字、実物、身振りなどを交えて、短い言葉でおだやかにわかりやすく伝えることが安心につながります。

特に聴覚過敏のある人は、騒がしい場所では話を理解することが難しい場合があります。前述のような視覚支援の他にも、なるべく静かな場所を用意できることが望ましいです。

- 発達障害のある人の中には、キャッチセールスの被害にあったり、パソコン・スマートフォンの悪質サイトに知らずにアクセスして被害にあう人もいますので、周囲の人の注意やアドバイスが必要です。

- 予定や手順は事前に伝え、変更時は早めに説明すると安心できることがあります。

- 障害に理解のある人や安心できる人の支援と安心できる場所の確保が必要です。

⑧ 重症心身障害

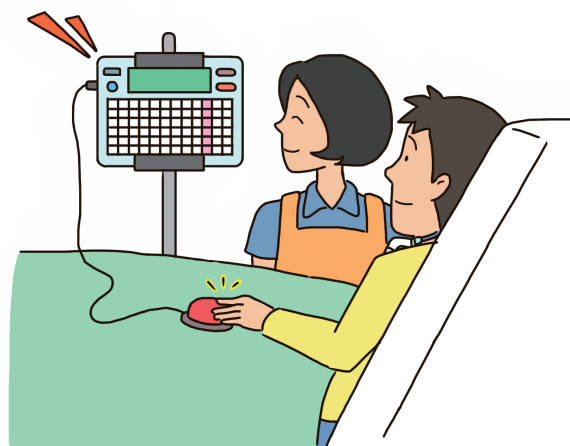
重度の肢体不自由と重度の知的障害などが重複している最も重い障害を重症心身障害と言います。

この重症心身障害は医学的には、大人になっても2歳程度の知能で寝たきりの人や、2歳～3歳までの知能でやっと座ることができる人とされています。自宅で介護を受けながら通所施設に通ったり、専門施設に入所するなどして生活しています。



こうした人は日常生活も自分では困難です。声は出せますがほとんど話すことができず、身振りや声、意思伝達装置などにより意思表示をしています。常時介護している人でないと理解はしにくいです。食事や水分補給も家族や介護者から全面的な援助を受けます。嚥んだり、飲み込むことが難しいので、通常の食事は、刻んだり、ミキサーでムース状にするなどして食べます。口からの食事が難しい人は、ミキサーで液状にしたものを直接胃（胃ろう）^{はいせつ}にチューブで挿入します。また排泄や入浴には大変な労力を要します。おむつを使っていることが多いので同性介護が原則となり、外出時には大型ベッドが設置されたバリアフリートイレ*が必要です。また、自宅での入浴はリフトのあるハンモック式の入浴介助器具を利用することが多いです。このように、生活すべてに援助を必要とします。

また、知能が2歳以下で座することもできず、体が曲がって支えなしでは寝ていることも困難な「超重症心身障害」と言われる人もいます。この人たちは、水分補給と食べ物を鼻から胃へ注入する管をつけたり、呼吸もうまくできないため人工呼吸器をつけたりして命を守っています。



ハード面における配慮

重症心身障害のある人はバリアフリートイレ*内に大型ベッドがないとおむつを替えることができなくて困るため、大型ベッドの設置が望まれます。



介助用ベッド
Care bed

⑨ 精神障害

精神疾患により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限がある人が、精神障害のある人に当たります。

精神疾患には、この冊子の中で別に紹介している発達障害や高次脳機能障害の他に、認知症、アルコール依存症や薬物依存症、統合失調症、うつ病や躁うつ病、不安障害や強迫性障害、摂食障害、パーソナリティ障害、てんかんなど様々な疾患が含まれています。

ここでは、それらの疾患の一つである統合失調症についてご説明します。近年、生まれつき発達障害があり二次障害で統合失調症がある当事者が多くみられますが、100人統合失調症の当事者がいたら100人100様の症状があると言われていています。症状に左右されると間違った対応に陥る可能性もあります。そのため、見極める力が必要ではありますが、まずは肯定的な対応が望ましいです。



【統合失調症の主な症状】

① 陽性症状

- ▶ 妄想 …… 「テレビで自分のことが話題になっている」「ずっと監視されている」など、実際にはないことを強く確信する。
- ▶ 幻覚 …… 周りに誰もいないのに命令する声や悪口が聞こえたり(幻聴)、ないはずのものが見えたり(幻視)して、それを現実的な感覚として知覚する。
- ▶ 思考障害 …… 考え方に一貫性がなくなり、会話に脈絡がなくなったり、何を話しているのかわからなくなることもある。

② 陰性症状

- ▶ 感情の平板化(感情鈍麻) …… 喜怒哀楽の表現が乏しくなり、他者の感情表現に共感することも少なくなる。
- ▶ 意欲の低下 …… 自発的に何かを行おうとする意欲がなくなってしまう。また、いったん始めた行動を続けるのが難しくなる。
- ▶ 自閉(社会的閉じこもり) …… 自分の世界に閉じこもり、他者とのコミュニケーションをとらなくなる。

③ 認知機能障害

- ▶ 記憶力の低下 …… 物事を覚えるのに時間がかかるようになる。
- ▶ 注意・集中力の低下 …… 目の前の仕事に集中したり、考えをまとめたりすることが難しくなる。
- ▶ 判断力の低下 …… 物事に優先順位をつけてやるべきことを判断したり、計画を立てたりすることが難しくなる。

最近では効果の高い治療薬もでき、適切な治療を継続することにより、症状が安定し回復する病気です。まわりの人の理解と支えがあれば、地域で安心して生活していくことができます。



⑩ 高次脳機能障害

【高次脳機能障害とは？原因は？】

脳血管障害や交通事故などの病気により、脳にダメージを受けることで生じる認知障害や行動障害などの症状のことをいいます。
身体に障害が残らないことも多く、外見ではわかりにくく、気づきにくい障害です。

脳が損傷される原因には、

- ①脳梗塞や脳出血、くも膜下出血など、脳血管障害によるもの。
- ②交通事故や転倒、転落、頭部への暴力など、脳への外傷によるもの。
- ③心肺停止や水難事故など、脳への酸素不足によるもの。
- ④脳腫瘍や脳炎など病気によるもの。

があります。

【高次脳機能障害の主な症状】

- 記 憶 障 害… すぐに忘れる、新しいことを覚えられない など
- 注 意 障 害… 不注意が多い、集中力が続かない、気が散りやすい、必要に応じて気持ちや行動を切り替えることができない など
- 遂 行 機 能 障 害… 段取りが悪い、要領が悪い、何をしたいのかがわからない、動作が開始できない など
- 社会的行動障害… 無気力になった、相手の気持ちを考えられない、こだわりが強くなった、我慢ができなくなった など

(重症度には個人差があります。)

【高次脳機能障害のつらさ・大変さ】

これらの症状の出方はさまざまで、一人ひとり異なります。高次脳機能障害は入院中に問題がないように見えても、家庭や学校・職場などの地域社会生活で現れやすいのが特徴です。また、外見からはわかりにくいため、なかなか周囲の人に理解してもらえず、大変な思いをされている人が多くいます。



困っている事、知って欲しい事

家庭生活ではそれほど問題がなくても、仕事では臨機応変な判断や人との関係づくりなどの能力が必要となるため、トラブルを生じることがあります。

例)「ひとつのことが続けられない」「同時に二つのことができない」「気が散りやすい」などの「注意」に関する障害があるため、「作業が遅い」「仕事をまかせられない」と思われたり、「人の顔や名前、場所」「約束や予定を忘れる」などの「記憶」の障害があるため「あてにならない人」とされたりしてしまいます。

当事者が自分の障害に気づかず、周りの人も障害に気づかず、両者の戸惑いや誤解から、トラブルにつながることも多くあります。

例)感情コントロールを適切にできず、対人関係でトラブルが起きたり、欲しい気持ちが我慢できず大量購入し、借金など金銭関係でトラブルになることがあります。

また、こだわりが強くなって、一つのことを始めると、周囲から制止されるまで続けたり、同じ事を言ったり(行ったり)することがあります。



行動を繰り返して習慣化することで身につく行動もたくさんあります。家族や周囲の人が、本人の生活する場や職場の環境をわかりやすくシンプルにすることで、能力をうまく発揮できるようになる可能性があります。

ソフト面における配慮

「できない」を「できる」でカバー

記憶障害

- 新しいことを覚えられない。
- 何度も同じ質問をする。

注意障害

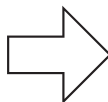
- 集中力が続かない。
- 同時に二つのことができない。

遂行機能障害

- 効率よくできない。
- 計画が立てられない。
- 指示されないと動けない。

社会的行動障害

- 以前よりも、いらだちやすい。
- 欲しいと思うと我慢できない。
- 依存心が強い。
- 相手の気持ちになって考えられない。



- 手帳やスマートフォンのアラームを利用する。
- 手がかりがあると思い出せる。

- 短時間なら集中できる。こまめに休憩をとる。
- ひとつずつやるとミスが減る。

- 手順書を利用するなど順序を決めて動く。
- 段取りを決めておく。
- 行動の手がかりがあると動ける。

- 話題や場所を変えると、落ち着きやすい。
- ルールを決めるとコントロールしやすい。
- 望ましい態度を伝えることで、自律的な行動が取れるようになる。



こんなことで困っています

すべての障害に共通した対応の基本

障害のある人の実際をよく理解しましょう

障害の種類や個人の障害の程度によって対応の仕方が異なります。ある人にとっては助けとなることが、別の人にとっては苦痛となることすらあります。相手の身になって、本当に必要とされている援助をよく見極め、判断することが大切です。そのためには機会があれば研修に参加したり、障害のある人に話を聞く姿勢が必要です。

積極的に声をかけましょう

障害のある人の目線で考えると、街中には障害のある人の社会参加を阻むような状況がたくさんあることに気づきます。駅や交通機関、店舗や施設で障害のある人は不便を感じることがまだまだたくさんあります。すぐに解決できなくても、そういう人が困っていたら積極的に声をかけることが望まれます。ただし、一方的な援助は迷惑にもなりかねないので、必ず本人の意思を確認して行動するようにしましょう。

おだやかな口調で話しかけましょう

中には、薬の服用で脳の働きがゆっくりしている人や、何かの拍子に興奮したりパニックになったりする人がいます。話すときはできるだけゆっくりおだやかに、理解できるまで繰り返し説明してください。もしも興奮して周りに迷惑をかけるようなことがあっても、責めたりせず、ゆっくりやさしい口調で話しかけ落ち着かせるようにしてください。

こんなことで困っています……

公共交通機関・駐車場・道路などで

どうする配慮と支援

を参考に、思いやりをもって接するように心がけましょう。

■ 視覚障害のある場合

こんなこと（とき）があります

- 尋ねたいことがあっても駅員の居場所がわからなくて困ります。

どうする配慮と支援

- すぐ声をかけ、支援が必要か否かを確認し、求められた援助をしましょう。



■ 聴覚障害のある場合

こんなこと（とき）があります

- 災害時など、電車やバスの遅れの状況がわからず、立ち往生してしまいます。

どうする配慮と支援

- 聴覚障害のある人の問い合わせは、筆談などですみやかに対応しましょう。困っている様子の障害のある人には、すすんで声をかけ、意思を確認して援助をしましょう。
- 耳マーク、手話マーク、筆談マークなどを活用しましょう。



■ 肢体不自由のある場合

こんなこと（とき）があります

- 車いす使用者用駐車スペースに一般の車が駐車してあったり、柵があって駐車できません。
- 歩道上に止めてある自転車が邪魔で、車いすで通れないことがあります。
- 座席に座れず立っている場合、つらい思いをします。
- 障害のある人の意思を無視して援助されることがあります。
- 駅のホームやバスの停留所など椅子がないと立っているまま待っているのが大変です。



どうする配慮と支援

- 車いす使用者が優先である旨を表示します。
パーキング・パーミット制度※に対象駐車区画を登録するようにしましょう。
- 係員のいる駐車場では係員が柵をとってすみやかに誘導しましょう。
また、いない場合は連絡先を表示しましょう。
- 自転車は歩道ではなく駐輪場に止めるよう徹底しましょう。
- 体が不自由な人には席を譲るよう掲示やアナウンスをしましょう。
- 援助する前に、障害のある人の意思を確認することが必要です。
- 待合場所には、椅子などの設置が必要です。



内部障害・難病のある場合

こんなこと（とき）があります

- 呼吸器障害のある場合、携帯用酸素ボンベに火気を近づけると大変危険です。
街中での歩きタバコなどで危険にさらされることがあります。
- 内部障害や難病のある人は外見からはわかりにくいので、優先席に座っていると注意を受けることがあります。
- スマートフォンを混雑した場所で使用されると医療機器に影響を及ぼすことがあります。



どうする配慮と支援

- 喫煙所は店舗の入口やレジからできるだけ離れた位置に設置しましょう。
- 内部障害や難病のある人も含め、体の不自由な人が優先席を使えるよう掲示・アナウンスしましょう。
- 身動きが自由に取れない状況など、15cm程度の距離が確保できないおそれがある場合には、事前にスマートフォンの電源を切るか、機内モード等電波がでないように設定しましょう。

知的障害のある場合

こんなこと（とき）があります

- 車内で他人の様子や持ち物が気になり、じっと見ていたら不審に思われたことがあります。
- 大声で注意されパニックになる人がいます。
- バスやタクシーの乗降時に人より手間取ることを理由に注意を受けることがあります。
- 道で行き先がわからず困っていることがあります。
聞きたいことがあっても、駅員の居場所がわからなかったり、誰に聞いたらよいかわからないことがあります。
- 故障や事故で急に乗り換えが必要になり、どうしていいかわからず情緒不安定な状況になり、泣いたり怒ったりすることがあります。災害時など電車・バスの遅れがわからないためパニックになることがあります。
- 渋滞となると青信号でも車が動かないため、本人にとってはなぜ青信号なのに、車が動かないのかわからず大声を出すことがあります。



どうする配慮と支援

- 自分の行動の理由や自分の思いをうまく人に伝えられない人が多いので、根気良く話を聞くことが大切です。
- 本人が興奮している時は、まず落ち着いてもらうように話しかけます。やさしく声かけをして説明することが大切です。相手の人に、障害特性を理解していただくよう説明することも必要です。不安な気持ちが落ち着くまで見守りながら、やさしく声かけをすることが大切です。
- 一人ひとり動作の早い遅いがあることを理解しましょう。ゆっくりな乗降に対し注意をするのはやめてください。「気をつけて乗って下さい」「気をつけて降りて下さい」などのやさしい声掛けをしてください。
- どうしたのか、やさしい言葉で聞いて下さい。コミュニケーションが取れない時は身に付けている持ち物などから保護者等へ連絡しましょう。困っている様子を見かけたら、すぐ声をかけて意思を確認して援助してください。
- 突発的な出来事に特に弱いので状況判断が難しい人たちはです。どうしたのか、優しく声掛けをしてください。強引な対応が情緒不安やパニックを招くことがあるので、ゆとりを持っておだやかに話しかけ、一度下車してもらいましょう。コミュニケーションが取れない場合、身につけている持ち物などから保護者等へ連絡しましょう。
- 乗用車であれば一度渋滞からはずれる、他に興味を向かせる等をしていきます。



■ 発達障害のある場合

こんなこと(とき)があります

- 自分の気に入った席に座りたがり、すでにそこに座っている人に迷惑をかけることがあります。独り言をぶつぶつ言ったり、体を前後に揺らしたりして不審がられることがあります。
- ボタンを勝手に押したり、大声を出すことがあります。

どうする配慮と支援

- 「空いてる席に座ってください」と声をかけるとともに、通勤や通学は毎日同じ時間帯のバス等を利用するので、運転手の間で申し送りをして適切な指示を出しましょう。
- いきなり体に触ると過剰に反応する場合があるので、まずは穏やかな口調で注意し、対応が困難な場合は、保護者などに連絡しましょう。

■ 重症心身障害のある場合

こんなこと(とき)があります

- バスの乗降に時間がかかり、迷惑そうにされることがあります。
- 歩道の幅が狭く、車いすで通ろうとすると、前から来る人とすれ違えないことがあります。
- 子ども用車いすをベビーカーと間違えて、「折りたたんでください」と言われることがあります。

どうする配慮と支援

- 相手の立場・気持ちを汲んだ思いやりのある言葉や行動で接することが大切です。
- 車いすを利用している人がいれば、道をゆずるなど思いやりのある行動をしましょう。
- 子ども用車いすは、重量があり、折りたたむことができません。困っている様子が見られたら、声をかけてみましょう。

■ 精神障害のある場合

こんなこと(とき)があります

- 福祉特別乗車券を見せると不快な対応をされることがあります。

どうする配慮と支援

- 相手の立場・気持ちを汲んだ快い対応をしましょう。

レストラン・飲食店で

どうする配慮と支援

を参考に、思いやりをもって接するように心がけましょう。

■ 視覚障害のある場合

こんなこと（とき）があります

- 料理の量がわかりません。
- 料理の中にアレルギーの元となる材料が使われているかどうかわかりません。
- 料理の中に食べられないものが入っていても、口に入れるまでわかりません。
- 補助犬同伴の入店を断られることがあります。
- タッチパネルによる操作を必要とするセルフレジや注文、食券購入が難しいです。

和食、洋食
どちらがよろしい
ですか？



どうする配慮と支援

- 要望を聞き、メニューの内容を読み上げ、分量や材料についても説明しましょう。
- 要望を聞き、食べられないものを事前に取り除いて提供しましょう。
- 補助犬は同伴者の食事中はテーブルの下などで待機していますので、足下にスペースのある席を案内しましょう。
- セルフレジにスタッフが付き添ったり、メニューを読み上げるなどの対応をしましょう。点字メニューがあるとなおよいです。

■ 聴覚障害のある場合

こんなこと（とき）があります

- 指差しで注文できるといいですが、メニューが遠くに掲示してある等で手元にないと、声のみで注文することができません。
- 店員の呼び出しボタンがない時、店員を声だけで呼ぶことができません。
- 補助犬同伴の入店を断られることがあります。

どうする配慮と支援

- 指差しで注文可能なメニュー表を用意しましょう。メニュー表がない時は、紙とペンを用意しましょう。
- 店員を呼び出すボタンを設置しましょう。
- 補助犬は同伴者の食事中はテーブルの下などで待機していますので、足下にスペースのある席を案内しましょう。

■ 肢体不自由のある場合

こんなこと（とき）があります

- お店の入口に段差があり、車いすでは入ることができません。
- バイキング形式の場合、料理をはさむための Tongue が固いので指が変形している障害のある人にはうまくはさめないうえに、皿を持ったまま移動することも困難です。杖をついている場合、さらに危険が伴います。
- パン屋で、トレイを持ちながら移動するのが困難です。
- ナイフやフォークが重いため、うまく使えないことがあります。
- 補助犬同伴の入店を断られることがあります。



どうする配慮と支援

- 車いすの人が気楽に利用できるように、建物のバリアフリー化を心がけることが大切です。すぐに解決できない場合は、スタッフが手助けをしましょう。
- スタッフが付き添って対応しましょう。または着席したまま、スタッフが代わりにとるか、メニューで注文できるようにするなど工夫が必要です。また、キャスター付きの小さなワゴンやカゴも用意しましょう。
- 軽くて使いやすいナイフやフォークを用意しましょう。また、要望を聞き、料理を小さく分けて提供するなど工夫しましょう。
- 補助犬は同伴者の食事中はテーブルの下などで待機していますので、足下にスペースのある席を案内しましょう。
- 障害のある人への配慮を考える際には、「障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業」の活用も検討しましょう。



【障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業】

名古屋市では、障害のない人と同様なサービスを受けることを目的として、事業者の皆様が配慮を行う際に必要となる物品の購入費等を助成しています。

● コミュニケーションツール作成費

助成限度額：50,000円

(例) 点字メニュー・コミュニケーションボード・チラシ等の音訳版 等

● 物品購入費

助成限度額：100,000 円

(例) 折り畳み式スロープ・筆談ボード・貸出用車いす 等

くわしくは、名古屋市障害者差別相談センターウェブサイト

(<https://nagoya-sabetsusoudan.jp>)

知的障害・発達障害のある場合

こんなこと(とき)があります

- 食事中に大きな声を出してしまい店員や周りの人に迷惑がられることがあります。
- 注文する時に言われることが理解できず、すべてのことに「ハイ」と答えてしまい、欲しくないものまで注文してしまうことがあります。
- トイレに、わかりにくい表示や横文字が使っていると、間違えやすいです。
- 待つのが苦手で、静かに座っていられず、店の中をあちこち動き回ることがあります。
- レストランでタッチパネルでの注文ができなかったり、セルフレジが上手く使えず困ったりすることがあります。



どうする配慮と支援

- 相手の身になり、楽しい食事がいただけるように、「おいしいですか？」と声掛けするなど感じの良い対応を心がけることが大切です。
- 忙しい時でもその人を理解するように努め、注文に対してゆっくり落ち着いた対応を心がけましょう。
- ハード面の望ましい支援として、誰にでも一目でわかるようなトイレの絵表示やトイレマークの統一化などが必要です。
- 店の入口で「障害がありますので、すみで落ち着ける席をお願いします」と申し出があれば快く対応しましょう。
- 注文があった料理を出す順番や、おおよその待ち時間をお知らせしましょう。
- タッチパネルやセルフレジの使い方に困っていたら、スタッフが付き添って対応しましょう。



重症心身障害のある場合

こんなこと(とき)があります

- 普通食を食べることができないため、ミキサーを使おうとすると、店員に止められたりすることがあります。
- 大きな車いすを使用しているので、席に座ると後ろを通過する人に迷惑になることがあります。

どうする配慮と支援

- お客様の状況を把握し、申し出があれば快く対応しましょう。
- 大きな車いすを使用している人には、できるだけスペースの広い机へ案内したり、他のお客様へ通路の案内をするなどの声掛けをしましょう。

病院・警察・行政機関などで

どうする配慮と支援

を参考に、思いやりをもって接するように心がけましょう。

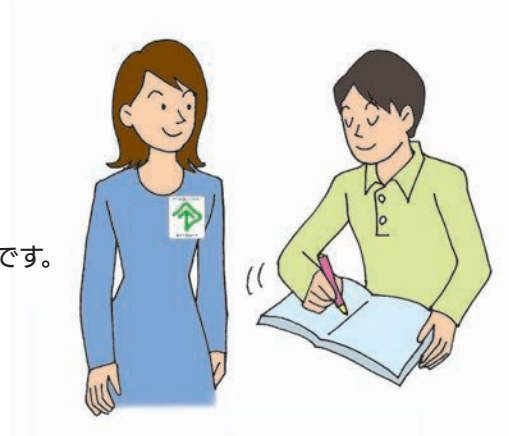
■ 聴覚障害のある場合

こんなこと（とき）があります

- 医師、看護師、検査技師の説明、指示がわかりません。
- 順番を待っている時に名前を呼ばれても聞こえず、後回しにされることがあります。

どうする配慮と支援

- 手話のできる職員がいない場合でも、筆談、口話、空書^{くうしょ}などで病気の詳細や検査方法についてわかりやすく説明することが大切です。
- 耳マーク、手話マーク、筆談マークなどを活用しましょう。
- 職員間での申し送りをしましょう。



■ 知的障害のある場合

こんなこと（とき）があります

- 障害を理由に入院を拒否されたことがあります。
- 検査・治療を怖がって泣いたとき、叱責されました。
- 駐車中の車のタイヤが気になり、触れたところ不審に思われ通報されました。女性のあとを歩いていたら、不審に思われました。
- 行政機関の窓口表示やパンフレットがわかりづらいです。

どうする配慮と支援

- どうしてもその病院では対応できない場合は、対応できる他の病院を紹介するなどの対応が必要です。
- 医師・看護師・検査技師などが、障害を理解し、付き添い、本人の身になって対応することが必要です。
- 事件に巻き込まれた本人に接するときは威圧的にならず、ゆっくりと穏やかな口調で話しかける必要があります。調書などを取るときは、保護者や障害のある人に理解のある人を必ず同席させる必要があります。
- 読みづらい表示はフリガナをつけるなどの対応以外に、直接その窓口案内したり、説明したりすることが大切です。



■ 発達障害のある場合

こんなこと（とき）があります

- 待ち時間が長くなるとどのくらい待てばよいのか理解できず、落ち着きがなくなり不安定になることがあります。
- 診療内容が理解できず、治療時に騒いだりパニックになったりします。

どうする配慮と支援

- 申し出があれば、受付のあと車や別室で待つことに理解を示し、順番がきたら携帯電話などに連絡し、呼び出すようにしましょう。
- 手順をあらかじめ本人にわかる方法で示してから、診察や治療を行いましょう。



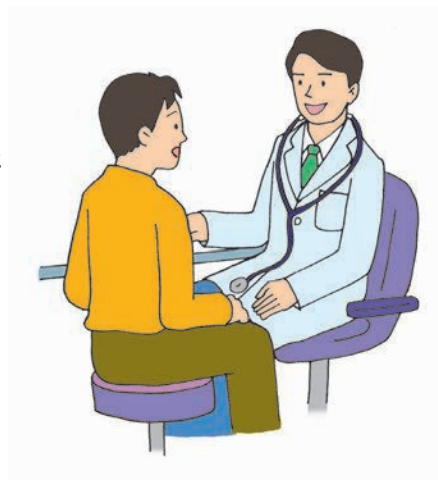
■ 精神障害のある場合

こんなこと（とき）があります

- 内科など他科での診察のとき、精神科にかかっていることがわかると話を十分聞いてくれないことがあります。

どうする配慮と支援

- 精神科以外の医師でも精神障害に対する知識と理解をもって接することが大切です。診断の結果を説明するとき、対応に困るような場合は、精神科の主治医に連絡しましょう。



レジャー施設・図書館・プールなどで

どうする配慮と支援

を参考に、思いやりをもって接するように心がけましょう。

■ 肢体不自由のある場合

こんなこと(とき)があります

- 関節リウマチのある人はリハビリのため、よくプールを利用します。プール内の階段が上り下りしづらいです。
- 更衣室にイスが少なく着替えに困ります。また濡れたままの着替えが困難です。

どうする配慮と支援

- 係員が手を貸すなどの補助をしましょう。
- 更衣室にはイスを常備しましょう。着替えに困っている場合、申し出があれば係員が手を貸しましょう。



■ 知的障害のある場合

こんなこと(とき)があります

- 入場券購入時に、愛護手帳*を提示したところ、対応が悪かったことがあります。
- 一人で利用したとき、トラブルがないにもかかわらず、来場を拒否されたことがあります。
- 利用のルールがよくわからず店内を歩きまわることがあります。
- 会員登録時に本人がよく理解しないまま手続きしてしまったことがあります。プールの利用において、施設利用の説明を理解することが難しいです。
- じっとひとつのものを見ていることがあります。

どうする配慮と支援

- 人権を尊重するよう十分な教育・研修を実施して利用者が気持ちよく利用できるよう対応することが必要です。
- 案内表示、掲示はわかりやすい表現、ひらがな表示、絵表示、音声ガイドなどでわかりやすくすることが必要です。
- 障害特性を理解するには、人材の育成と育成された人材の適切な配置及びボランティアの支援が必要です。
- 契約内容や利用方法をメモ書きなどを交えてわかりやすく説明し、本人では理解が難しい場合は、保護者等に確認の連絡をとることが望めます。また、一般的な問い合わせであれば、各区にある障害者基幹相談支援センターに相談することもできます。
- 覗いているわけではなく、たまたま興味を示してじっと見て立っているだけなので、「ここは危ないよ」「あっちに行こうか」などと軽く声かけをしてあげると動くことが多いです。



■ 発達障害のある場合

こんなこと(とき)があります

- プールサイドを走り、「走らないで!」と係員から注意されても、何度も繰り返すことがあります。
- 遊具等の順番が待てず、横入りしたり乗り続けたりすることがあります。

どうする配慮と支援

- ルールは文字だけでなく、絵や写真などを用いてわかりやすくしましょう。
- 注意するときは「走らないで!」ではなく、本人の近くに行き肯定的な言葉で短く「歩きます」と伝えましょう。
- およその待ち時間がわかればお伝えしましょう。

■ 精神障害のある場合

こんなこと(とき)があります

- 入場時に精神障害者保健福祉手帳※（標題は「障害者手帳」となっています）を提示すると介護者同伴でないことを理由に断られることがあります。

どうする配慮と支援

- 手帳を持っていても一人で外出できる人が大勢いることを理解することが大切です。



学習・スポーツ・文化活動への関わり

障害のある人にはスポーツ愛好者が多く、水泳・陸上競技・球技などで根気よく努力し自分に合った競技を楽しんでいます。生涯学習センターなどを拠点とした文化活動・サークル活動や講習会を通して、個々の障害に合った支援がもっと必要です。

これらの趣味や余暇を楽しむため、さまざまなボランティアの方に支えられています。



コンビニ・スーパー・百貨店などで

どうする配慮と支援

を参考に、思いやりをもって接するように心がけましょう。

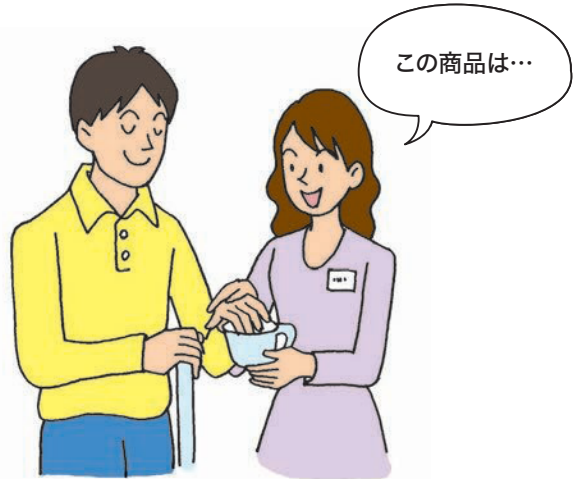
■ 視覚障害のある場合

こんなこと（とき）があります

- 店内の移動や欲しい商品の選定が難しいです。
- セルフレジの操作ができません。

どうする配慮と支援

- 申し出を受けたら担当者がサポートしましょう。
- 商品を選定する場合、本人の希望を十分に聞いたうえで、セールスを目的としないよう留意し、商品の情報（値段・日付・仕様・色など）を提示することが大切です。
- セルフレジの操作に困っていたら、スタッフが付き添うか、対面のレジでの支払い対応をしましょう。



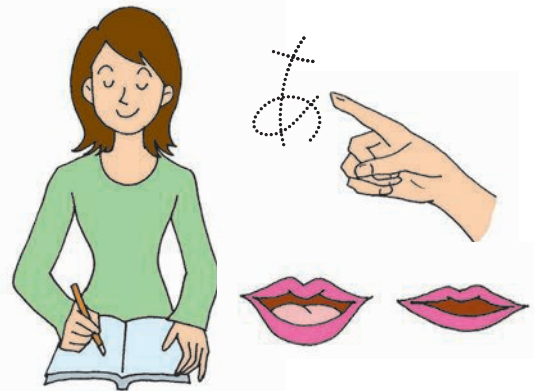
■ 聴覚障害のある場合

こんなこと（とき）があります

- 商品について詳しい情報が聞けなくて困ります。

どうする配慮と支援

- 手話のできる店員がいない場合、筆談・^{くうしよ}口話・空書などいろいろなコミュニケーション手法を試みるのが大切です。
- 耳マーク、手話マーク、筆談マークなどを活用しましょう。
- スマートフォンやタブレット端末、音声認識ソフトもコミュニケーション手段に役立ちます。



■ 肢体不自由のある場合

こんなこと（とき）があります

- 扉が手開きなので入りづらいです。
- 通路に十分な幅がなく通りづらいです。
- 位置が高い、重いと感じるなど欲しい商品が取りづらいことがあります。
- お釣りを渡されるとき、手の変形のためうまく受け取れないことがあります。
- カートからレジ台に買い物かごをうまく乗せられないことがあります。

- 試着したくても衣服の着脱が困難なためあきらめることが多いです。
- エスカレーターの速度が速いため危険を感じる場合があります。
- バリアフリートイレ*やエレベーターの位置表示がわかりづらいです。

どうする配慮と支援

- 気がついたら扉を開けるなど手助けしましょう。
- 通路には物を置かないようにし、車いす等でも店内を回れるように通路を確保することが大切です。
(通路幅1m40cm以上が望ましい)
- 商品を低い位置に配置するか、声をかけ、代わりに取るなど手助けをしましょう。
- 急がず確実に、丁寧に渡しましょう。
- 気づいたら手助けすることが大切です。
- 試着室にはイスを常備し、申し出があれば店員が手を貸しましょう。
- エスカレーターの速度を遅めに設定しましょう。
- 位置表示の数を増やす、表示自体を大きくするなどの改善が望めます。



■ 精神障害のある場合

こんなこと(とき)があります

- マニュアル通りの内容を早口で説明されると理解できません。

どうする配慮と支援

- 説明はゆっくり丁寧にわかりやすくすることが大切です。



■ 知的障害・発達障害のある場合

こんなこと（とき）があります

- 勝手に商品を並び替えたり、試食品を何個も要求したりして、不審に思われることがあります。
- いろいろな商品に手を触れていくだけという行動をとることがあります。
- 独り言を言いながら店内を走り回ったり、大きな声を出して迷惑がられることがあります。
- 買いたいものが決まらないまま長時間同じ所にいて困られてしまうことがあります。
- レジで並べなかったり、レジの種類が多すぎて並び方がわからず時間がかかり、他の客に迷惑がられることがあります。
- エレベーターの前でずっと立っていることがあります。
- コンビニ・スーパーのセルフレジが上手く使えず困ることがあります。



どうする配慮と支援

- 否定的な言葉には過剰に反応する場合があるので、短い言葉でやさしく「終わってください」と声をかけます。「やめましょう」ではなく、「終わる」ということを伝えます。
- 「どれがいいですか？」などと落ち着いてもらうように話しかけてください。
- 「走らないで」と言うより「歩きます」「小さな声で話します」と具体的な言葉をかけてください。
- 「何かお探しですか？」等の声かけをしてあげてください。
- 動線で並ぶ位置を示したり、店員がレジの並ぶ位置まで、案内してあげてください。
- エレベーターの階の数字の動きを見て楽しんでいるので、「ここで見ていようね」とじゃまにならないところで見えるようにしてあげてください。
- セルフレジの使い方に困っていたら、スタッフが付き添うか、対面のレジでの支払い対応をしましょう。

地域・災害時の避難所などで

どうする配慮と支援

を参考に、思いやりをもって接するように心がけましょう。

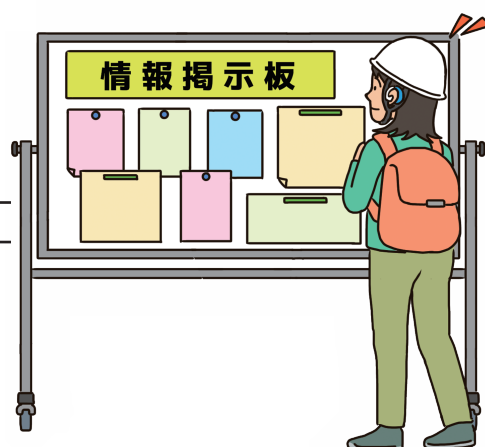
■ 視覚障害のある場合

こんなこと(とき)があります

- 一人で移動することが困難で、避難所内の移動は極端に制約されます。

どうする配慮と支援

- 避難所においては、本人の意向を確認したうえで、できるだけ出入口や多目的トイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくてすむように配慮することが必要です。
- 掲示板などで提供する情報については、必ず音声などによる情報提供を併せて行う必要があります。



■ 聴覚障害のある場合

こんなこと(とき)があります

- 主に文字や図などの視覚により情報を入手するため、音声での案内がわかりません。

どうする配慮と支援

- 連絡事項などについて、必ず文字による掲示も併せて行いましょう。場合によっては、手話・要約筆記などを利用した情報伝達や状況説明が必要なこともあります。

■ 肢体不自由のある場合

こんなこと(とき)があります

- 移動に制約があるため、家族や介助者なども含めて避難行動が遅れがちになります。

どうする配慮と支援

- 指定避難所においては、家族・介助者と一体となった支援、個別対応ができる介助者の配置、車いす利用者の通路・居住スペースの確保、ベッドやポータブルトイレの確保など個別の配慮が必要です。

■ 内部障害・難病のある場合

こんなこと（とき）があります

- 避難時に常用薬や常時使用する医療機器が欠かせません。
- 疾患によっては、筋力低下、しびれ、痛み、ふらつき、転びやすいなどの症状があったり、体調が変化しやすいです。

どうする配慮と支援

- 指定避難所においては、清潔な治療スペースや医療機器用の電源の確保が必要です。また、個別に応じた食事を提供するなどの配慮が必要です。

■ 知的障害・発達障害のある場合

こんなこと（とき）があります

- 災害時等の状況把握や対応が難しい人がいます。
- 難しい単語や早口の話が理解しづらい人もいます。

どうする配慮と支援

- 一対一で声をかけるなど、なるべく落ち着いて過ごせるように心がけましょう。
- 掲示板の内容もやさしく言葉で伝えたり、ひらがなで表示したりしましょう。
- その人の行動をよく知っている家族や支援者から、落ち着ける状況を聞き取り対応しましょう。
- 災害の状況を的確に判断するのが困難なため、絵、図、文字などを組み合わせるなどわかりやすい言葉で状況を説明し、避難所のトイレの位置などを伝える必要があります。



■ 知的障害・発達障害・精神障害のある場合

こんなこと（とき）があります

- 環境の急激な変化でパニックを起こしやすくなる人がいます。
- 大勢の人がいる場所が苦手な人もいます。

どうする配慮と支援

- 体育館以外の教室などが確保できれば、そうした教室を手配し落ち着ける環境を作りましょう。
- 単身での避難や、災害状況把握が困難であるため、災害ショックや環境変化によるストレスに配慮し、適切な介助者が不可欠です。その際、精神的に不安定にならないよう、できるだけ普段から慣れ親しんでいる人が対応する必要があります。
- 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにし、災害の不安から大声や奇声をあげるなど異常な行動をしても叱ったりしない、移動させるときは一人にしないなどの配慮が必要となります。
- 避難所においては、環境の変化を理解できず混乱したり、不安になったりする場合があるので、気持ちを落ち着かせるような配慮が必要となります。
- 周囲とコミュニケーションが十分にとれないためトラブルになることもあるので、場合によってはパーテーションで仕切りを設けたり、福祉避難スペースへ案内する、個室を確保するなどの配慮が必要となります。

用語解説



脳性まひ (P.11)

受胎から生後4週間以内に脳に損傷を受け、主に手足を動かすための筋肉が正常に機能しないこと。多くの場合、精神遅滞、行動障害、視力障害、聴力障害、てんかんなどをともなうが、障害の程度はさまざま。

脊椎損傷 頸椎損傷 (P.11)

交通事故、スポーツ事故、病気などにより、^{せきずい}脊髄や^{けいずい}頸髄が傷つくと、損傷部から下の部分には脳からの命令が届かなくなり、まひが残るばかりか、^{はいせつ}排泄機能、自律神経系の機能など広範囲に影響が及ぶ場合が多い。

二分脊椎 (P.11)

本来は脊椎の管中にあるべき^{せきずい}脊髄が脊椎の外に出て^{ゆちゃく}癒着や損傷しているために起こる先天性の運動機能や知覚まひなどの神経障害の状態。下肢のまひや変形、排泄障害が見られることが多い。

筋ジストロフィー (P.11)

筋肉の栄養障害により身体、上下肢の筋肉が衰え、歩いたり手足を動かしたりすることができなくなる進行性の遺伝子異常による病気。

バリアフリートイレ (P.11・13・15・23・39)

車いす使用者、オストメイト、介助を必要とする方などの使用に配慮した広さと設備を備えたトイレブース。

ペースメーカー (P.14)

心臓に障害がある人が体内に埋め込んでいる医用機器。電池とコンピュータが入っているので電波などの影響を受けやすい。

人工透析 (P.14)

腎不全などの治療法の一つ。腎臓の機能を代行する装置を用い、血液を体外に導いて老廃物を除き必要な電解質などを補給して体内に戻す。

パーキング・パーミット制度 (P.29)

障害のある人や難病の人、要介護状態の人、妊産婦の人など、歩行が困難であると認められる人に対して利用証を交付することで、対象駐車区画における不適切な駐車を抑制し、適正利用を図る制度。

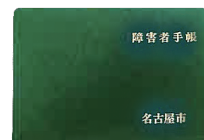
愛護手帳* (P.36)

発達期(概ね18歳まで)において知的機能の障害があらわれ、日常生活に支障が生じているため何らかの援助を必要とする状態のある人に交付される。名古屋市では愛護手帳という。障害の程度により1度(最重度)から4度(軽度)の区分がある。



精神障害者保健福祉手帳* (標題は「障害者手帳」) (P.37)

精神障害(発達障害、高次脳機能障害を含む。)のため長期にわたり日常生活や社会生活に制限のある人に交付される。障害の程度により1級から3級の区分がある。



身体障害者手帳*

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・^{めんえき}肝臓・免疫機能に障害がある人に交付される。障害の程度により1級から6級の区分がある。



* これらの手帳により、さまざまな減免や福祉サービスを受けることができる。

障害のある人の声

この冊子の作成に協力いただいた各障害者団体から寄せられた声です。

視覚障害

- ・券売機周辺や駅の構内、車両に駅員への連絡がすぐつくような仕組みを作って欲しい。

聴覚障害

- ・テレビ番組にはできるだけ字幕を入れて欲しい。
- ・電車、バス内に行き先案内等の電光掲示板をもっと増やして欲しい。
- ・手話のできる職員がいない場合は、身ぶり、筆談、タブレット端末などを使用して伝えて欲しい。

肢体不自由

- ・手動扉は自動扉にして欲しい。
- ・トイレ（男女の区別も）、エレベーター、エスカレーターの表示をもっと大きく、最短距離を表示して欲しい。
- ・店の入口、トイレはバリアフリー化して欲しい。
- ・駅のエスカレーターは上り・下り両方にして欲しい。
- ・車いすで楽に乗り降りできるようなノンステップバスを導入して欲しい。
- ・駅をバリアフリー化して欲しい。
- ・ホームと列車のあいだの隙間をなくして欲しい。
- ・手すりを増やして欲しい。
- ・ハンドル式電動車いす使用者が、どんな電車やバスでも乗れるようにして欲しい。
- ・駐車場の精算機の投入口やお釣りの受け取り口を大きな受け皿がついたものにして欲しい。
- ・駐車券が抜きにくかったり、精算に手間どるので、駐車場等の出入口には係員を置くか、呼び出す方法を掲示して欲しい。また時間がかかることを、後続車にわかるような仕組みが欲しい。
- ・関節リウマチは痛みを伴うため、タクシーの乗り降り時に声をかけてから手を貸して欲しい。
【関節リウマチのある人】
- ・プール内へはスロープで入れるようにして欲しい。
- ・更衣室には、個室更衣室とイスを増やして欲しい。
- ・プールサイドの床面は滑らなくて柔らかい素材にして欲しい。

内部障害

- ・車いす使用者向けだけでなく、さまざまな障害のある人向けの駐車場を店舗等の入口近くに設置してほしい。
- ・オストメイト用設備の案内表示を設置して欲しい。
- ・交換後のストマ袋やパウチ（袋版）、おむつ、管（カテーテル）を廃棄するためのビニール袋や入れ物を設置して欲しい。
- ・給湯設備（便を洗い流しやすくするため）を設置して欲しい。
- ・消毒液を常備して欲しい。
- ・路上喫煙の危険性を広告などで告知して欲しい。
- ・公共の場所での携帯電話のマナーを徹底して欲しい。
混雑した場所では医療機器に影響を及ぼすことをあらゆる機会を通じて告知してほしい。

知的障害

- ・病院の待合室に情緒が安定するような音楽を流して欲しい。
- ・スーパーなどでサポートレジやアシスタントを置いて欲しい。
- ・公共交通機関の主要駅にもアシスタントを置いて欲しい。
- ・プール等に親子更衣室を作って欲しい。

発達障害

- ・病院の待合室で不安定になることがあるので、待合室の中にブースを作るか、別室など刺激の少ない場所を確保して欲しい。
- ・慣れない環境に置かれると不安定になる障害の特性をよく理解して欲しい。
- ・レストラン等で突然の注文チャイムにパニックを起こすことがあるなど、感覚過敏の特性を持っている人も多いことを理解して欲しい。

重症心身障害

- ・おむつ交換用ベッドを子どもだけでなく大人も使用できるよう設計・設置して欲しい。

精神障害

- ・一人暮らしを希望しても、なかなか住居が見つかりません。精神に障害があっても一人で暮らしている人が大勢いることを知って欲しい。

■ 障害のある人の生活を支援するための人材育成(地域生活支援事業)

<ボランティア>

区 分	内 容	養成期間等	申込・問合せ
手話奉仕員	手話に関する基本的な知識・技術を有する手話奉仕員を養成	手話奉仕員1(1年目) 手話奉仕員2(2年目) 各1年間	名身連聴覚言語障害者情報文化センター TEL:413-5885 ファックス:413-5853
音 訳 ボランティア	視覚障害のある人のために資料や冊子等を音訳する音訳ボランティアを養成	30回(1回2時間)	名古屋市身体障害者福祉連合会 TEL:682-0878 ファックス:671-3124
点 訳 ボランティア	視覚障害のある人向けの点字図書を制作する点訳ボランティアを養成	22回(1回2時間)	名古屋ライトハウス情報文化センター TEL:654-4521 ファックス:654-4481 ※点訳ボランティア、音訳ボランティアについては、鶴舞中央図書館でも養成講座を実施
音 訳 ボランティア	視覚障害のある人向けの録音図書を制作する音訳ボランティアを養成	22回(1回2時間)	
テキスト データ化 ボランティア	紙や画像上の文字を読み取り、テキストデータに変換する技術を学び、視覚障害のある人等に提供するボランティアを養成	5回(1回2時間)	
ICT サポート ボランティア	視覚障害のある人の自宅などに訪問し、パソコン・スマートフォンや視覚障害者専用機などの機器設定や操作方法などをサポートするボランティアを養成	1回(終日)	

<支援員・ヘルパー等>

区 分	内 容	養成期間等	申込・問合せ
手話通訳者	手話に関する専門的な知識・技術を有する手話通訳者を養成	手話通訳者1(1年目) 手話通訳者2(2年目) 各1年間	名身連聴覚言語障害者情報文化センター TEL:413-5885 ファックス:413-5853
要約筆記者	文字で情報を得ている聴覚障害のある人等に、話されている内容を要約して文字で伝える要約筆記者を養成	1年間	
盲ろう者向け 通訳・介助員	触手話等の意思伝達のための特殊な通訳技術を有する盲ろう者向け通訳・介助員を養成	約4ヵ月間	あいち聴覚障害者センター TEL:228-6660 ファックス:221-8663
代筆・代読 支援員	見えない見えづらい人への読み書き支援を行う代筆・代読支援員を養成	2回(1回7時間)	名古屋ライトハウス情報文化センター TEL:211-7461 ファックス:654-4481
ガイド ヘルパー	障害があるために単独で外出することが困難な障害のある人に付き添い、外出を支援するガイドヘルパーを養成	講義13時間(約3日間) 演習6時間 (名古屋市移動支援事業従業者養成研修の場合)	各登録事業者 ※研修開催の時期などは登録事業者により異なるため、ウェルネットなごやで確認ください。

? ユニバーサルデザインとは…

Universal…普遍的な、すべての人々の、全世界の
Design…計画、構想、設計
すべての人のためのデザイン(計画、構想、設計)です。
年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つさまざまな特性や
違いを認め合い、はじめてからできるだけすべての人が利用
しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物、施設、製品
などのデザインをしようとする考え方です。

? バリアフリーとは…

障害のある人が社会生活していくうえで障壁(バリア)となるものを除去することです。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理(意識)的な障壁の除去、さらには情報提供コミュニケーションにおける障壁の除去という意味でも用いられます。

各種相談窓口

◆区役所福祉課・支所区民福祉課一覧

名 称	住 所	T E L	F A X
千種区役所 福祉課	千種区星が丘山手103	753-1844	751-3120
東 区役所 福祉課	東区筒井1-7-74	934-1182	936-4303
北 区役所 福祉課	北区清水4-17-1	917-6516	914-2100
楠 支所 区民福祉課	北区楠2-974	901-2274	901-2271
西 区役所 福祉課	西区花の木2-18-1	523-4585	521-0067
山田支所 区民福祉課	西区八筋町358-2	501-4977	504-7409
中村区役所 福祉課	中村区松原町1-23-1	433-2932	433-2074
中 区役所 福祉課	中区栄4-1-8	265-2322	241-6986
昭和区役所 福祉課	昭和区阿由知通3-19	735-3893	731-8900
瑞穂区役所 福祉課	瑞穂区瑞穂通3-32	852-9384	851-1350
熱田区役所 福祉課	熱田区神宮3-1-15	683-9917	682-0346
中川区役所 福祉課	中川区高畑1-223	363-4403	352-7824
富田支所 区民福祉課	中川区春田3-215	301-8378	301-8661
港 区役所 福祉課	港区港明1-12-20	654-9718	651-1190
南陽支所 区民福祉課	港区春田野2-3703	301-8348	301-8411
南 区役所 福祉課	南区前浜通3-10	823-9392	811-6366
守山区役所 福祉課	守山区小幡1-3-1	796-4584	793-1451
志段味支所 区民福祉課	守山区下志段味1-1401	736-2193	736-4670
緑 区役所 福祉課	緑区青山2-15	625-3956	621-6841
徳重支所 区民福祉課	緑区元徳重1-401	875-2207	875-2215
名東区役所 福祉課	名東区上社2-50	778-3092	774-2781
天白区役所 福祉課	天白区島田2-201	807-3882	802-9726

※TEL・FAX番号は、区福祉課障害福祉担当／支所区民福祉課障害福祉担当のものです。

◆保健センター保健予防課一覧

名 称	住 所	T E L	F A X
千種保健センター 保健予防課	千種区星が丘山手103	753-1981	751-3545
東 保健センター 保健予防課	東区筒井1-7-74	934-1217	937-5145
北 保健センター 保健予防課	北区清水4-17-1	917-6572	911-2343
西 保健センター 保健予防課	西区花の木2-18-1	523-4618	531-2000
中村保健センター 保健予防課	中村区松原町1-23-1	433-3092	483-1131
中 保健センター 保健予防課	中区栄4-1-8	265-2264	265-2259
昭和保健センター 保健予防課	昭和区阿由知通3-19	735-3964	731-0957
瑞穂保健センター 保健予防課	瑞穂区田辺通3-45-2	837-3267	837-3291
熱田保健センター 保健予防課	熱田区神宮3-1-15	683-9683	681-5169
中川保健センター 保健予防課	中川区高畑1-223	363-4461	361-2175
港 保健センター 保健予防課	港区港栄2-2-1	651-6509	651-5144
南 保健センター 保健予防課	南区東又兵衛町5-1-1	614-2814	614-2818
守山保健センター 保健予防課	守山区小幡1-3-1	796-4633	796-0040
緑 保健センター 保健予防課	緑区相原郷1-715	891-3621	891-5110
名東保健センター 保健予防課	名東区上社2-50	778-3112	773-6212
天白保健センター 保健予防課	天白区島田2-201	807-3914	803-1251

※TEL番号は、精神保健・健康づくり担当のものです。

◆障害者基幹相談支援センター一覧

名 称		住 所	T E L	F A X
千種区障害者基幹相談支援センター		千種区高見1-20-2 MNビル3F	753-3567	753-3568
東区障害者基幹相談支援センター		東区矢田五丁目1番17号 FLAT HACHIROKU3F	325-6193	325-6203
北区障害者基幹相談支援センター		北区田幡1-11-31	910-3133	916-3665
西区 障害者基幹相談支援センター	本部	西区中小田井5-38	504-2102	502-5806
	サテライト	西区浄心1-1-6 シティ・ファミリー浄心101号	528-3166	528-3266
中村区障害者基幹相談支援センター		中村区豊国通3-10	462-1500	462-9640
中区障害者基幹相談支援センター		中区富士見町4番31号 エクラン上前津1F	253-5855	253-5856
昭和区 障害者基幹相談支援センター	本部	昭和区御器所通2-25-2	741-8800	741-8930
	サテライト	昭和区松風町2-28 ノーブル千賀1F	841-6677	841-6622
瑞穂区障害者基幹相談支援センター		瑞穂区北原町3-2 ジュネス瑞穂1F	680-7111	680-7626
熱田区障害者基幹相談支援センター		熱田区新尾頭一丁目6番10号 第15フクマルビル1F	228-3630	228-3631
中川区障害者基幹相談支援センター		中川区上高畑1丁目2番地	354-4521	354-2201
港区障害者基幹相談支援センター		港区港栄1-1-22 港栄店舗104号	653-2801	651-7477
南区障害者基幹相談支援センター		南区西桜町31	883-9257	883-9259
守山区 障害者基幹相談支援センター	本部	守山区桜坂4-111	737-0221	736-0572
	サテライト	守山区鳥羽見3-17-4	791-2170	778-8170
緑区障害者基幹相談支援センター		緑区鹿山3-17	892-6333	892-6336
名東区障害者基幹相談支援センター		名東区社台3-109 第九ヤマケンビル2F	739-7524	739-5330
天白区 障害者基幹相談支援センター	本部	天白区原2-3511 ルミエール原1F	804-8587	804-8585
	サテライト	天白区原1-301 原ターミナルビル309号	715-9116	715-9119

◆その他

名 称	住 所	T E L	F A X
名古屋市知的障害者更生相談所(サンハート)	熱田区千代田町20-26	678-3810	683-8221
名古屋市身体障害者更生相談所	瑞穂区弥富町字密柑山1-2	835-3821	835-3724
名古屋市精神保健福祉センター(こころぼ)	中村区名楽町4-7-18	483-2095	483-2029
名古屋市総合リハビリテーションセンター	瑞穂区弥富町字密柑山1-2	835-3811	835-3745
名古屋市障害者差別相談センター	北区清水4-17-1 名古屋市総合社会福祉会館5F	856-8181	919-7585
名古屋市障害者虐待相談センター	北区清水4-17-1 名古屋市総合社会福祉会館5F	856-3003	919-7585
名古屋市発達障害者支援センター(りんくす名古屋)	昭和区折戸町4-16	757-6140	757-6141
障害者・高齢者権利擁護センター北部事務所	北区清水4-17-1 名古屋市総合社会福祉会館5F	919-7584	919-7585
障害者・高齢者権利擁護センター南部事務所	熱田区千代田町20-26	678-3030	678-3051
障害者・高齢者権利擁護センター東部事務所	天白区原1-301 原ターミナルビル3F	803-6100	803-6600
障害者・高齢者権利擁護センター西部事務所	中村区名楽町4-7-18 建物4F	433-6580	433-6579
名古屋ライトハウス情報文化センター	港区港陽1-1-65	654-4523	654-4481
名身連聴覚言語障害者情報文化センター	中村区中村町7-84-1	413-5885	413-5853

◆ガイドブック編集委員会（名古屋市障害者団体連絡会構成団体）

名 称	
(社会福祉法人)名古屋市身体障害者福祉連合会	愛知県障害者(児)の生活と権利を守る連絡協議会
愛知県重度障害者の生活をよくする会	名古屋市肢体不自由児・者父母の会
(社会福祉法人)名古屋手をつなぐ育成会	愛知県重症心身障害児(者)を守る会
(特定非営利活動法人)愛知県自閉症協会・つばみの会	(特定非営利活動法人)名古屋市精神障害者家族会連合会
愛知県筋ジストロフィー協会	(公益社団法人)日本リウマチ友の会愛知支部
(特定非営利活動法人)わっぱの会	愛知県難病団体連合会(令和8年改訂版～)

助言 日本福祉大学 木全和巳教授

平成18年1月(初版)

平成27年3月(改訂)

令和8年8月(改訂)

発行：名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-2538

FAX 052-951-3999

a2538@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

編集：ガイドブック編集委員会

意識のバリアフリー行動宣言

障害のある人もない人もお互いに尊重し
支えあえるまち「なごや」を目指し、
わたしは宣言します。



宣言1

障害や障害のある人のことを正しく理解します。

障害の種類や程度、またその人の置かれている環境によって生活のしづらは様々です。まずは障害や障害のある人のことを正しく理解します。

宣言2

困っている人に積極的に声をかけます。

障害のある人が街で困ることには、周囲の少しの援助で解決できることが多くあります。困っている人に積極的に声をかけて、ご本人の意思を確認したうえで手助けをします。

宣言3

分かりやすい情報の伝え方を工夫します。

対象者の求める伝え方(手段)にあわせて、例えば、聴覚障害のある人には紙に書いて伝える、知的障害のある人には図を使って説明するなど、障害の特性に応じたコミュニケーションの仕方を工夫します。

宣言4

移動のバリアをつくりません。

視覚障害のある人は誘導ブロックをたよりにして歩いています。また、車いすを使用している人が通るには十分なスペースが必要です。歩道や点字ブロックの上に自転車や物を放置するような物理的なバリアをつくりません。

年 月 日 名前

